

第10回白川町農業委員会会議録

1 開催日時 令和6年10月28日(月) 午後13時57分から

2 開催場所 白川町役場分館大会議室

3 出席委員 会 長 14番 榊間 博幸君

農 業 委 員

2番 清水 寛之君 3番 西野 晃治君 4番 竹腰 清美君

5番 藤井 芳昭君 6番 田口 直樹君 7番 田口 裕和君

8番 安江 定廣君 9番 渡邊 智明君 10番 藤井 一倫君

12番 藤井 好弘君 13番 土井 文子君

農地利用最適化推進委員

嶋崎 義和君 佐伯 範夫君 伊佐治 直哉君 加藤 文男君

山下 良雄君 安江 桂君

4 欠席者 農業委員 1番 今井 智也君 11番 佐伯美智代君

推進委員 林 良彦君 熊崎 伸一君

5 事務局 事務局長 長尾 弘巳

書記 安江健太郎 渡邊 俊介

立川 崇

6 議事日程

第1 議事録署名者の指名について

第2 議第25号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議第26号 農地法第5条の規定による許可申請について

- 第4 議第27号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画について
- 第5 議第28号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について
- 第6 議第29号 農地法第2条第1項の規定による農地の判断について
- 第7 その他

7 会議の概要

(13:57)

長尾事務局長 ただいまから第10回白川町農業委員会総会を開催します。

議 長 それでは、ただいまから令和6年第10回総会を開会します。本日の出席は、委員12名、推進委員6名です。「農業委員会等に関する法律」第27条に規定されている在任する委員の過半数の出席がありますので総会は成立します。

それでは、日程第1の白川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて頂くことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、5番藤井芳昭委員、6番田口直樹委員を指名します。なお、本日の会議書記には事務局職員を指名いたします。次に、日程第2の議第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供しますが、申請番号2は委員に関連する案件です。自身に関連する案件は法律により参与できません。2番の清水寛之委員より退出の申し出がありましたので、申請番号1の決議後、清水委員に退出いただき、申請番号2を審議します。

事務局より議案の朗読と申請番号1について説明を求めます。

渡邊事務局員 「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号1について、資料を基に説明した。

議長 事務局の説明が終わりました。ただいまの申請番号1に関連して、地元委員による現地調査の結果ならびに補足説明を求めます。

渡邊智明委員 申請番号1は中川地内畑4筆の所有権移転です。所有者は広島県の〇〇さん、譲受人は名古屋市の□□さんです。所有者は、遠方在住のため農業経営が困難です。今回、所有する宅地を□□さんに売却するため、農地も併せて所有権を移転するものです。譲受人は本申請地を譲り受け、農業経営をしたいと考えておられます。令和6年11月に売買契約が完了する予定で、今回の空き家の買受については移住交流サポートセンターからの斡旋です。

議長 申請番号1に関連して、担当推進委員である嶋崎義和推進委員から申請内容について補足説明や意見はありますか。

嶋崎義和推進委員 譲受人は令和7年の春から移住予定です。□□さんは耕作の経験がありませんが、サポートセンターの関係者が近隣に住んでいることもあり、農業についても指導をもらいながら行いたいと考えておられます。

議長 申請地の担当委員及び推進委員の説明が終了しましたので、これより議第25号の申請番号1について質疑に入ります。

土井文子委員 譲受人の年齢を教えてください。

嶋崎義和推進委員 62歳です。

土井文子委員 年齢も若いですし、サポートセンターが間に入っているので心配はないと思いますが、県外の方が移住される場合、少し不安な部分もあります。

議 長 黒川でも移住された方が、近所付き合いも全然なく、地元での活動にも参加されないということがありました。丹羽さんにおかれましても、地元の方々でしっかり見守っていただきたいと思います。

議 長 その他、質問等ないので採決いたします。議第25号の申請番号1について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。議第25号の申請番号1については原案のとおり決定いたします。

続きまして、申請番号2について審議を行います。清水委員の退出を認めます。

それでは、事務局より申請番号2について説明を求めます。

渡邊事務局員 「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号2について、資料を基に説明した。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの申請番号2に関連して、地元委員による現地調査の結果ならびに補足説明を求めます。

田口裕和委員 申請番号2は下佐見地内畑2筆の所有権移転です。所有者は愛知県の▽▽さん、譲受人は下佐見の■ ■さんです。▽▽さんは、相続により本申請地を取得しましたが、県外在住のため、耕作・管理が困難です。譲受人は自宅近くの本申請地を取得して農業経営の拡大を考えておられます。

議 長 申請地の担当委員の説明が終了しましたので、これより議第25号の申請番号2について質疑に入ります。

(質疑なし)

議 長 質問等ないので採決いたします。議第25号の申請番号2について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。議第25号の申請番号2については原案のとおり決定いたします。それでは清水委員の入室を許可します。

次に、日程第3の議第26号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

渡邊事務局員 「農地法第5条の規定による許可申請について」資料を基に説明した。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの申請に関連して、地元委員による現地調査の結果ならびに補足説明を求めます。

竹腰清美委員 申請地は河岐地内、畑1筆の転用になります。譲渡人は町内在住の〇〇さんで、譲受人は●●です。

本件は、一時転用ならびに部分転用の案件になります。転用目的は河岐の山中にある旧NHK鉄塔(1147-12)の撤去作業に伴う解体資材の運搬に用いるレールの設置工事になります。申請地は茶畑となっており、茶畑の通路を這うようにしてレールが設置されます。転用期間は令和6年12月9日から令和7年1月20日の約1か月間です。解体工事終了後にレールは撤去され、現況復旧されます。

農地法上、通信事業者による通信設備の設置敷地の農地転用許可は不要ですが、設置および解体に係る資機材等の運搬用通路・一時保管場所が農地であった場合は転用許可申請の対象となります。

議 長 申請に関連して、担当推進委員である嶋崎推進委員から申請内容について補足説明や意見はありますか。

嶋崎義和推進委員 この土地は以前にもレールを設置したことがあり、譲渡人も申請については十分理解されていきました。業者と打合せがしっかりできておりましたので問題ないと思います。

議 長 申請地の担当委員及び推進委員の説明が終了しましたので、これより議第26号について質疑に入ります。

(質疑なし)

議 長 質問等ないようですので採決いたします。議第26号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。議第26号の申請については原案のとおり決定いたします。

次に、日程第4の議第27号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画について」を議題に供します。なお、本議題は日程第5の議第28号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について」に関連する案件になります。議第27号と議第28号を併せて審議します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

渡邊事務局員 「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画について」及び「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について」資料を基に説明した。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの申請に関連して、地元委員による現地調査の結果ならびに補足説明を求めます。

渡邊智明委員 本申請については、農地所有者から貸付の意向があったため、議第27号で中間管理機構（一社）岐阜県農畜産公社へ貸付する計画となっています。また、議

第28号でその農地を耕作者に転貸する計画となっています。農地所有者は計25名、借受者は◇◇です。申請地はいずれも中川地内で、全筆10年間の使用貸借による利用権設定になります。今回の利用権設定は平成26年12月26日に利用権設定がなされ、本年12月25日に設定が切れるため、更新するものになります。

議 長 申請に関連して、担当推進委員である嶋崎推進委員から申請内容について補足説明や意見はありますか。

嶋崎義和推進委員 権利設定の更新になりますので、特に問題はありません。

議 長 申請地の担当委員及び推進委員の説明が終了しましたので、これより議第27号及び議第28号について質疑に入ります。

(質疑なし)

議 長 質問等ないようですので採決いたします。議第27号及び議第28号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。議第27号及び議第28号の申請については原案のとおり決定いたします。

次に、日程第6の議第29号「農地法第2条第1項の規定による農地の判断について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

渡邊事務局員 「農地法第2条第1項の規定による農地の判断について」資料を基に説明した。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより議第29号について質疑に入ります。

(質疑なし)

議 長 質問等ないようですので採決いたします。議第２９号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。議第２９号の申請については原案のとおり決定いたします。

次に、日程第７の「その他事項について」を議題に供します。事務局に説明を求めます。

安江事務局員 その他（農産物販売実績、岐阜県農業会議だより、地域計画、岐阜県農業フェスティバル）について資料を基に説明した。

議 長 事務局の説明が終わりました。その他事項についてご意見やご質問はありますか。

議 長 その他、意見等ありませんので次回農業委員会総会について事務局で調整をお願いします。

長尾事務局長 次回、農業委員会は１１月２９日（金）午後２時００分から本庁分館３階の大会議室での開催を予定しています。

議 長 次回の第１１回農業委員会は、１１月２９日（金）午後２時００分から役場本庁分館の大会議室での開催といたしますのでよろしくお願いします。それでは白川町農業委員会第１０回総会を閉会いたします。最後に職務代理者から閉会のあいさつをお願いします。

今井智也委員 閉会のあいさつをして総会終了を宣した。

(1 4 : 5 0)